

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：令和元年12月19日（令和元年（行情）諮問第435号及び同第437号）

答申日：令和2年4月14日（令和2年度（行情）答申第11号及び同第13号）

事件名：特定期間における特定職員の職務時間内における面会記録に関する文書の不開示決定に関する件
特定職員の各役職における職務内容等に関する文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）の各開示請求につき、各開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和元年6月19日付け第20190515公開経第3号及び同第6号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）原処分1について

原処分1は不当である。すなわち、別紙に掲げる文書1を求めているのであり、何ら特定することができないほどの曖昧性は存在しておらず、当該請求に係る行政文書を明確に特定できるように記載されている。

よって、原処分1を取り消す旨の決定を求める。

（2）原処分2について

原処分2は不当である。すなわち、別紙に掲げる文書2を求めているのであり、何ら特定することができないほどの曖昧性は存在しておらず、当該請求に係る行政文書を明確に特定できるように記載されている。特に、各暦年における特定個人の出勤簿及び海外出張旅程表並びに国内出張及び人事記録（人事管理簿）に関する書類を開示してもらいたい。

よって、原処分2を取り消す旨の決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、令和元年5月13日付けで、法4条1項の規定に基づき、処分庁に対し、本件対象文書の各開示請求（以下、併せて「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は同月15日付けでこれを受け付けた。
- (2) 処分庁において、本件開示請求は、各開示請求書において、法4条1項2号で規定される記載が不十分であって、各開示請求に係る行政文書を特定することができず形式上の不備があると認められたため、法4条2号の規定に基づき相当の期間を定めて令和元年5月28日付け20190527公開経第1号及び同年6月3日付け20190603公開経第2号をもってその補正を求めたが、一定の期間を経過しても審査請求人からの回答はなかったため、法9条2項の規定に基づき、令和元年6月19日付け20190515公開経第3号及び同第6号をもって、不開示とする原処分を行った。
- (3) これに対して、本件開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）4条1号の規定に基づき、令和元年9月21日付けで、諮問庁に対して、原処分を取り消し、請求文書を改めて特定し開示することを求める各審査請求（以下、併せて「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

2 審査請求人の主張についての検討

(1) 原処分1について

処分庁は、本件開示請求書の記載の内容では、指定された期間のうち、どのような事項に係る面会について作成された面会記録に関する文書を請求しているのかが不明確であったため、法4条2項の規定に基づき、開示請求に係る具体的な行政文書を特定するに足りる内容を記載するよう相当の期間を定めて本件開示請求書の補正を求めたものである。

この処分庁の補正依頼に対し、一定期間を経過しても本件開示請求者からの回答はなかったものであるから、処分庁が、本件開示請求対象文書の特定ができず、形式上の不備を理由として、法9条2項の規定に基づき、これを不開示とした原処分1は妥当である。

(2) 原処分2について

処分庁においては、多種多様な行政文書を保有している。審査請求人の求める請求内容では、処分庁のどの課室、係等で保有しているのかを

特定することは困難であり、審査請求人の求める行政文書を確認するためには、処分庁の全ての課室等が保有している行政文書ファイルに含まれる行政文書の全てを逐一確認しなければならず、これを行うとすれば、膨大な作業が発生すると予想され、行政事務に著しい支障が生じるおそれがあることから、法4条2項の規定に基づき、開示請求に係る具体的な行政文書を特定するに足りる内容を記載するよう相当期間を定めて本件開示請求書の補正を求めたものである。

この処分庁の補正依頼に対し、一定期間を経過しても本件開示請求者からの回答はなかったものであるから、処分庁が、本件開示請求対象文書の特定ができず、形式上の不備を理由として、法9条2項の規定に基づき、これを不開示とした原処分2は妥当である。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| ① 令和元年12月19日 | 諮問の受理（令和元年（行情）諮問第435号及び同第437号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ 令和2年3月11日 | 審議（同上） |
| ④ 同年4月10日 | 令和元年（行情）諮問第435号及び同第437号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、文書1及び文書2（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、審査請求人に補正を求めたが、審査請求人はこれに応じなかったため、本件開示請求には行政文書の特定が不十分という形式上の不備があるとして不開示とする原処分（原処分1及び原処分2）を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

（1）求補正の経緯等について

諮問書の添付資料によると、処分庁が審査請求人に対して行った求補正の経緯等は、おおむね上記第3の2の諮問庁の説明のとおりであると認められ、その手続は、法4条2項の規定の趣旨に照らしても不適切

な点は認められない。

(2) 形式上の不備の有無について

ア 開示請求書に記載を求められる「行政文書を特定するに足りる事項」(法4条1項2号)は、行政機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載を要するものと解される。

イ 本件開示請求は、それぞれ特定期間における、経済産業省職員の特定個人の面会記録及び当該個人の各役職における職務内容・業務内容・業務実績に関する一切の文書をその対象としているが、こうした文書は、様々な部署が保有する多種多様な文書がこれに該当し得るのであって、本件の行政文書開示請求書の記載のみでは、処分庁が保有する文書のうち、審査請求人が開示を求める文書とその余の文書とを識別することはできないものと認められる。

ウ したがって、上記「行政文書を特定するに足りる事項」の記載としては、開示請求者は、少なくとも、請求する行政文書のより具体的な分野やこれを保有する部局を特定する等により、開示を求める文書自体を識別し得る事項を明らかにする必要があると解すべきであり、本件開示請求は、いかなる文書の開示を求めるのかを識別し得る事項が示されていないから、請求の対象となる文書の特定が不十分といわざるを得ない。

(3) したがって、本件開示請求には形式上の不備があると認められ、処分庁による求補正によっても当該不備は補正されず、開示請求の対象となる文書を特定することができなかったことから、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があることを理由に原処分を行ったことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の各開示請求につき、本件開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした各決定については、本件対象文書の各開示請求には、行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

別紙

文書 1 平成 8 年ないし平成 27 年における経済産業省職員の特定個人の職務時間内における面会記録（面会日時，面会した人物の氏名・役職，同席した人物の氏名・役職，議事録等の面会内容等）に関する文書（例えば，民間人との面会記録，国家公務員等の行政機関の職員・他の公務員との面会記録，面会時の提出資料，面会時の発言記録等）。

文書 2 特定年入省の特定個人の通商産業省入省以降（特定部局 1）（特定年月～）ないし特定部局 2 1（平成 26 年 7 月～）の各役職における職務内容・業務内容・業務実績に関する文書